八代市監査委員公告第６号

　地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

　　平成２９年９月２８日

八代市監査委員　　江　﨑　　眞　通

八代市監査委員　　藤　﨑　　智

定期監査結果に対する
措置状況報告書

（平成29年9月）

八代市監査委員

八市資産第６０２号
平成２９年　８月２５日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　資産税課
監査対象年度　平成２７年度
監査実施期間　平成２８年９月２０日～平成２８年１０月２０日

指摘事項	固定資産税の減免において、相続人代表者が生活保護の適用を受けた場合に、相続人調査等を十分に行わず減免を適用してあった。 相続手続きが済んでいない場合は、相続人は連帯して納税義務を負うことになるため、一連の相続人調査等を行ったうえで減免の決定や相続人代表者の変更等を行うなど、可能な限りの課税努力に取り組んでいただきたい。
改善内容	指摘のあった相続人代表者が生活保護の適用を受けた場合の減免処理について、生活保護受給者が固定資産の相続人となった場合は、被相続人の戸籍等の調査を行うと供に他の相続人の生活保護受給状況の確認を行うよう改善しました。 調査の結果、他に相続人がいない場合又は相続人全員が生活保護受給者である場合は、全額減免を行い、他に相続人がいる場合は、生活保護受給者の持分のみ減免し、残りの税額の納税通知書を他の相続人に送付し納税を依頼しています。

八市市税第２９０号
平成２９年８月２日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　市民税課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２８年９月２０日～平成２８年１０月２０日

指摘事項	② 八代市・氷川町税務連絡会の負担金の取り扱いについて、前回指摘の負担金の積算方法、会則、構成自治体、確定申告書分離作業負担金算定基準内規等の見直しなどの改善が行われていなかった。 既に現行連絡会の構成自治体は２市町から５市町へと増加しており、速やかに関係自治体と協議し規定の改正を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった『八代市・氷川町税務連絡会』については、会則を改正し『八代税務署管内市町税務連絡会』するとともに構成自治体を５市町へ変更しました。 また、負担金の取り扱いについても『確定申告書分離作業負担金算定基準内規』の見直しを行い負担金の積算方法を変更しました。 今後の負担金の積算については、地方税事務に係る資料の収集及び配布作業に係る経費に前年度執行された経費の過不足額を充当し、管内市町の負担金の割合を乗じて得た額といたします。

八 市 選 第 ７ ９ ８ 号
平 成 ２ ９ 年 ９ 月 ４ 日

八代市監査委員　様

八代市選挙管理委員会委員長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　選挙管理委員会事務局
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２８年１０月２４日～平成２８年１１月１８日

指摘事項	選挙用ポスター掲示場保守・撤去業務委託について、随意契約先の請負業者から契約締結日に他業者との再委託協議書が提出され、口頭で承諾するなど、不適切な処理が行われていた。 業務委託契約約款において、ただし書きはあるものの、再委託は原則禁止であることを基本的に遵守し、できる限り再委託とならないよう検討していただきたい。 また、請負業者から他業者への再委託協議書については、口頭ではなく決裁を採り通知するなど、適切な事務処理を行っていただきたい。
改善内容	選挙用ポスター掲示場保守・撤去業務委託では、業務委託契約約款において、再委託に関し、ただし書きにより認められているものの、原則禁止であることを遵守し、今回の市長選挙及び市議会議員選挙のポスター掲示場作製・設置・保守・撤去業務委託においては、一括して入札を行い、入札現説の際に再委託は認められないことを、入札参加業者にも周知し再委託は行われませんでした。 今後も、業務委託に係る規程等を理解し、このようなご指摘を受けることのないよう、適切な事務処理に努めます。

八市国税第３４１号
平成２９年８月３１日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　国保ねんきん課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２９年１月１６日～平成２９年２月１０日

指摘事項	保険証一斉更新時において、満期保険証を交付すべき１５世帯に対して、誤って短期保険証が交付されていたため、後日、改めて満期保険証を交付してあった。 短期保険証及び満期保険証の判定を確実に行い、誤りが生じないような対策を検討していただきたい。
改善内容	指摘のあった保険証一斉更新時において、満期保険証を交付すべき世帯に対して、誤って短期保険証が交付されていたことについては、5月末までの滞納期数により短期保険証か満期保険証の判定を行っております。電算システムにより、収納確認日現在で複数のデータを抽出し加工して照合判定していたものを、現在は、1つのデータ処理で、短期保険証及び満期保険証の判定ができるようシステムの改修を行い、保険証を適正に交付しております。

八市秘広第１７６号
平成２９年８月４日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　秘書広報課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成２９年４月１４日～平成２９年５月１５日

指摘事項	市公式ホームページの広告掲載事務において、広告掲載料が前納されていない、広告掲載数が募集枠を超えて掲載されている等、八代市ホームページ広告掲載取扱基準と異なる事務手続きが行われていた。 事務手続き及び基準の見直しにより適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった八代市ホームページ広告掲載取扱基準と異なる事務手続きが行われていたことについては、実情に合わせ八代市ホームページ広告掲載取扱基準を見直し、平成29年6月1日から施行しています。今後は、基準にあった事務手続きを行います。

八市情推第２８０号
平成２９年８月２２日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　情報政策課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成２９年４月１４日～平成２９年５月１５日

指摘事項	ケーブルテレビ及びインターネット使用料のうち過年度分使用料について、個人ごとの債権台帳収入未済積上げ額と財務会計収入未済額とが一致していなかった。 個別台帳の照合・確認がなされた上での適正な債権管理を行う必要があり、早急に財務会計との整合を図っていただきたい。 また、収入未済について、家庭訪問等による実態把握に努め、適切な滞納処分を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘のあった、ケーブルテレビ及びインターネット使用料の過年度分収入未済額については、個別台帳を照合・精査し、収入未済額の積上げ額を確定させた上で財務会計の調定更正を行い、整合を図りました。 また、滞納処分については、個別台帳の機能向上を図り、支所と連携して適正な債権管理に努めます。

八市人政第４８９号
平成２９年９月１４日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　人権政策課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成２９年６月２日～平成２９年６月２９日

指摘事項	② 貸切バスを利用した視察研修において、全日当が支給されていた。貸切バスで移動し、交通諸雑費を要しないため、日当は半日当とするべきである。半日当分の旅費の返還を行っていただきたい。 ③ 人権政策課で取り扱う各種団体の会計管理（準公金）事務について、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・ 収入伺が作成されていないもの ・ 現金が長期間にわたり課内で保管されていたもの 準公金についても、公金に準じた取り扱いとし、現金の長期保管が発生しないよう留意し、管理監督者は、会計管理に関して責任を持って指導監督を行い、適正な事務が行われるよう十分に配慮していただきたい。
改善内容	②指摘のありました旅費については、平成２９年６月２３日に、千丁支所窓口を通して返納を行いました。旅費に関する規程や庶務事務研修資料に基づき、適正に処理します。 ③指摘のありました準公金の会計管理（準公金）事務については、収入の伺を作成するように改善しました。また、現金の戻入についても、速やかに入金の処理を行うように改善しました。 公金に準じた取り扱いとし、現金の長期保管が発生しないように留意し、管理監督者の指揮監督のもと、適正な事務が行われるよう十分に配慮します。

八市市活政第１３５号
平成２９年８月７日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　市民活動政策課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成２９年６月２日～平成２９年６月２９日

指摘事項	③　各種団体の会計管理（準公金）事務について、次のような不適切な取り扱いが見られた。 ・ 出納簿と通帳及び現金の定期的確認が行われていない。 ・ 課かい内での現金の保管が担当者のみで行われている。 準公金についても、公金に準じた取り扱いとし、現金を保管する際には取り扱いに十分留意し、管理監督者は、会計管理に関して責任を持って指導監督を行い、適正な事務が行われるよう十分に配慮していただきたい。
改善内容	③　指摘のあった会計管理（準公金）事務については、 ・毎月末に出納簿、通帳、現金を所属長までの定期的な確認の実施 ・現金の保管と保管に要する鍵の管理を担当者以外で行う 上記のとおり、監査後に改善しており、公金に準じた取り扱いといたします。

八市市活交第５０１号
平成２９年９月１５日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　市民活動政策課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成２９年６月２日～平成２９年６月２９日

指摘事項	月極駐車場（市営駐車場）に係る料金について、利用開始日で許可を行い納付書を送付しているため、前納となっていなかった。 八代市営駐車場条例施行規則に月極駐車を開始する日の前日までに納付することと規定されている。 事務手続きの見直し又は実務に沿った規則等の改正を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった八代市営駐車場の月極駐車の利用開始月の利用料の前納が出来ていなかった件については、納付の確認できてから月極駐車定期券による駐車ができるように機器設定をするよう事務手続きの改善をしました。 今後は、八代市営駐車場条例施行規則のとおり、月極駐車を開始する日の前日までに納付を完了および確認するように取り扱います。